

日本労働年鑑 1951年版(第23集)

The Labour Year Book of Japan 1951

第二部 労働運動

第二編 労働組合運動

第四章 法規対策運動

第一節 概観

概説 一九四八―九一年間に施行された各種の法規は、アメリカ占領政策を背景とする「経済安定化」政策の一環として把握されねばならない。すなわち第二次世界大戦後に於ける資本主義の危機の深化、中国革命に伴う国際情勢の激変という諸条件の下に於て、日本の政府当局は、賃金三原則、経済安定九原則等に具体的に現われたる再建方策を裏付けるべく各種の画期的な労働法規を制定乃至改正したのであるが、之等諸法規に対し、この二カ年間に労働階級の示した対策運動は概ね次の四期に分けることが出来る。

◇第一期 外資導入による日本経済再建を唱える片山首相内閣により、企業整備断行の地ならしとして、組合健全化への労働法規改訂が表面化してくる四八年一月から、之に対して機を失せず展開された反対闘争によって、その企図が一応挫かれる同年六月迄。

◇第二期 つづいて夏期攻勢に立上らんとする官業労組に対し、同年七月末マ書簡に基き政令二〇一号が、公布され、一大衝撃を受けた労組陣営により政令打破、国家公務員法反対の悪戦苦闘が展開されるが、遂に一―月末には国家公務員法改正が成立して公務員は一般的労働法の適用から除外される。之に伴い国鉄・専売部門が公共企業体として再編成され、その労働関係を規制する公共企業体労働関係法が一―月中旬制定を見、ここに戦後労働運動の前衛であった官業労働者の活動は殆んど全面的な法的抑圧をうけるに至る。この四八年後半が第二期に当る。

◇第三期 ついで四九年一月へき頭、資本家側の次の攻撃目標たる一般民間労働者を対象とした労働法規改訂が労働界を見舞う。労働者階級は一月総選挙による社会党の後退、共産党の進出に刺激されつつ第五国会上程の労働法規改悪反対を始めとして、行政整理の定員法反対、大学法反対等の闘争を展開したのであるが、之等の法規対策運動は常に、九原則強行に伴う企業整備や工場閉鎖に対抗し、最低賃金制の獲得を目指す産業防衛闘争にむすびついて遂行された。折しも四八年秋以来徐々に現われていた公安条例反対闘争が東京都に於て爆発し、これを契機として闘争は明らかに政治的闘争の様相を帯びて来る。この六月末に至る四九年前半が第三期である。

この一期乃至三期の間に於て、政治と経済における危機の深化に伴って表面化して来た労組陣営内の左右の対立は、激化する法規対策運動にもあきらかな対立を示した。すなわち共産党、産別系の左派は、法律は常に階級闘争の進行過程のうちに成立するものであり資本主義が独占的段階に入ると共に、ファシズムの偽装としての法規制定乃至改正に対する闘いは必然的に権力闘争の性格を帯びて来ると主張する。これに対し、社会党、総同盟、民同系の右派は議会主義的立場に於いて所謂合法闘争方式を固持して譲らないのである。

◇第四期 かくて四九年七月一日国鉄整理断行に起因する左派の低調化と、一応重要法規も出尽

した後の中だるみから四九年後半には顕著な法規反対闘争を見ない。然しこの間に公務員の政治活動を禁止する人事院規則の公布、東京都 公安条例の通過があり、集团的暴力行為取締法案の議も現われ、これに対する闘争は反ファッシュ闘争の性格を帯びて来ると共に、新労働法をめぐる闘争が労働協約闘争に於て職場に下って地味に続けられた。

各期に於ける主要な法規対策運動は以下の通りである。

第一期(四八年一月より六月末まで)

◇労働関係法規改訂阻止運動

労働法規改訂問題が表面化したきっかけは、一九四八年一月一四日の閣議に於ける米窪試案であった。試案の内容は公表されなかったが、要するにそれは米窪三大労働政策(生産復興、ヤミ撲滅、争議の早期平和解決)に基き、その根本理念たる組合健全化を眼目とし、フラク活動の阻止、クローズドショップの禁止、組合専従者給与の組合負担、争議禁止その他の制限の為の公益事業指定の簡易化等を指向するものであった。これは一月一三日総同盟第二回中央委員会が共産党フラクの排撃と組合の健全民主化を決議したのと軌を一にするものであった。ここに共産党及産別系労組はいち早く強硬な反応を示し、二月三日産別系出身全国労働委員会議は「外資導入に呼応して企業整備と低賃金政策断行の為に労組組織を破壊せんとする陰謀であり、ファシズムの脅威の再来」なりと宣言し、二月六日共産党中央委員会は闘争スローガンの一つに労働法規改悪反対を採択し、全官公庁もまた実力行使を辞せずとの闘争方針を決定した。産別は政府の改悪案国会上程を三月初旬と見通して、中立系並に一部総同盟系労組に広く呼びかけて、活発な宣伝戦を展開し、その結果二月一九は全官公、電産、全石炭、大金属、全船、全生保等二十数組合を主要参加団体とする労働法規改悪反対共同闘争委員会が組織された。

一方これよりさき二月一四日発足した産別民同は「フラク活動を排除すれば政府は法規の改悪をせぬだろう」と専ら闘争主力を反共活動に置き、総同盟も亦「法規改悪反対闘争の正体は共産フラクの陰謀であり根拠なき幽霊闘争に外ならず、組合大衆の眼を労組民主化運動からそらす為のものである」としたが、同時に資本家側よりの法規改訂の策動のある事実は之を肯定して「重大な関心」のあることを表明している。

かくして反対闘争は専ら産別の主導する前記共闘委員会を中心に展開された。右委員会は共同闘争を宣言すると共に闘争方針として各組合の闘争並に全要求を法規改悪反対に結集し、人民大会、署名運動、府県別の各出身代議士に対する、言質獲得等を指令した。また印刷出版労組のゼネスト決議、三月初めよりの全国各地の人民大会挙行、全官労の三月一日を期する一斉賜暇戦術の決行等、法規改訂を阻止しようとする闘争は、企業整備反対、最低賃金獲得闘争、特に全官公の三月闘争とむすびついて全国的に湧きおこった。

政府はここに二月一〇日片山内閣辞職につづく芦田内閣の組閣難行等と相俟って組合側の政治的圧力に抗しきれず、遂に最後迄態度保留を続けた上、三月中旬以後に至り加藤新労相をして数次に互り労働法規の改訂を行う意思なき旨を表明せしめるに至った。かくて組合の闘争主力は三月闘争に集中されるが、これに対する三月二九日マーカット・メモに基づく仮調印は労働法規を改訂せぬことをその条件の一つに数えて居り、その後も組合は閣内右派の改訂必要論に対する警戒を怠らず、メーデー・スローガンにも改訂反対を大きく打出している。

◇紛争処理機関問題その他

以上の如く政府は労組側の猛攻にたいする政治的考慮から労働法規改訂をいちおう引込めた。然し実際上の争議防止策として大きく取り上げたのは、石炭鉱業連盟が全石炭、炭労等に対し賃上

げの条件として提案した「紛争処理機関の設置」であった。社会党、総同盟系がこの機関設置を極めて進歩的な制度であり、かつ経済復興に寄与すると支持したのに対し、産別系は平和的解決に籍口する実質的労働法規の改悪なりとして強く反対し、その闘争を前記共闘委員会に持込んだ(労働協約の部参照)。しかしこの期に於て政府は経済安定の線に沿い、実質的に労働運動に密接な関係ある各種法規を第二国会で制定することに成功した。即ち組合の大衆的政治活動を財政面より圧迫する政治資金規正法、税金闘争を封ずる国税反則取締法、「労働運動の弾圧と分裂政策を狙うもの」との共産党の反対を押切った国家行政組織法の外、軽犯罪法も亦「その本来の目的を超えて労働運動その他国民の基本的な人権を守る為の合法運動を妨げてはならない」との制限をつけんとする社会党修正案は否決されて成立した。此等諸法規はいずれも、労働法規改訂のための既成事実をつくるものであるという宣伝が徹底せぬうちに、顕著な組織的反対運動もなく通過成立しているのである。

日本労働年鑑 第23集／1951年版

発行 1951年1月1日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

2000年2月15日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1951年版(第23集)【目次】 次のページ→ ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
